

自由テーマ研究会④

「文書館専門職及び 養成制度について」

報告者：駿河台大学文化情報学部
 広瀬 順 皓 氏
 司 会：広島県立文書館
 西 村 晃 氏

去る12月18日、第二次専門職問題特別委員会から、1年余にわたる検討結果をまとめた報告書が提出された。文書館専門職（アーキビスト）問題は、公文書館法成立以来、全史料協が最も力を注いできている課題の一つといえる。

全国大会は現在の全史料協において定期的かつ全会的に開かれている唯一の研究会でありながら、このような重点事業について話し合う時間が取りにくかった。新設の自由テーマ研究会は、このような課題を話し合う場としても有効なものとして考えられた。今年度では、この第4会場がそれにあたり、大会企画委員会側から発案、特別委員会の賛意を得て実現した。

※

報告の前半では、広瀬氏の所属する駿河台大学文化情報学部につき、その基本的コンセプト（情報の生産者と情報の利用者を媒介する「情報メディエーター」の育成）やその中のレコード・アーカイブコースの位置付け・カリキュラム等が紹介された。後半では、アーキビストコースを高等教育のどこに位置付けるか、という問題と、アーカイブおよびアーキビストに関する共通基盤の拡大、という課題が指摘された。

アーキビスト養成過程を持つ大学からの報告を聞くことができること自体、以前には考えられなかったことである。議論は大学を軸に展開された。

まず、学部及び大学院での養成制度の位置付けの問題があった。広瀬氏は大学院に設置されるのが理想とした上で、初級・中級職員の養成をめざしていると思われるアメリカ・メリーランド州立大学の例をあげ、学部コースの可能性も示唆された。学習院大学の高埜利彦氏からも、研究を進め養成教育を担う人が必要とされるが、そのような人材の養成には大学院が必要である、一方学部はそこまではやらないが、広く学ぶという位置付けが提起された。

また、学部を出た学生がすぐに進学するものという大学院の固定観念を改めるべきという意見も出された。群馬大学の所澤潤氏は、教育学系大学院では学生の半分が現職教員であるように、アーキビスト養成においても、何年かの経験を経た現職が大学院養成課程に学ぶ、という考え方を示された。

一方、養成と対峙する採用する側の観点からの提言もあった。新潟市史編さん課の皆川尚武氏からは、自治体が専門の養成課程を終えた学生を採用するためには、一般行政職とは別の採用枠が必要であり、そのためには公文書館法の規定を義務規定に変えることが不可欠である、大学は全史料協等とともにそのための努力もしてほしい、と述べられた。これに関連し、多くの自治体が国立公文書館に指導・助言を求めているなどといった具体的な行動も重要であることが、茨城県立歴史館の高橋実氏から指摘された。

※

公文書館法の付則条項はそのままであり、いまだ専門職制度は実現をみない。しかし、その間に駿河台大学文化情報学部の他、大学院課程でも神奈川大学の歴史民俗資料学研究科や奈良大学のといった課程の誕生をみている。一方、自治体でもわずかではあるが、独自に専門職員としての任用の動きがみられる。このような現実の動きは制度実現を促す大きな力となろう。全史料協でも、第二次専門職問題特別委員会に替わって、近く常設の専門職問題委員会が活動を開始する。一日も早い制度実現を願いつつ、二時間にわたる研究会は終了した。

（太田富康 大会企画委員会）